

常ニハサヤウニ思ヒ習ハセリ、但シ帝範ノ注ニ、猛獸ノ二字ヲ釋スルニ、西蜀ヨリ獻之大如犬ト云ヘリ、コレヲ思フニ別ノケダモノ歟、毛詩ニハ獻其貌皮云ヘル注ニ貌猛獸也、追^ノ之來貢也、本

作獵曰狐也、一名執吏ト云ヘリ、キツ子ナラバワヅラハシキ人也、オボツカナシ、若シ狐ノ類歟、

〔本草和名十^五獸〕六畜毛蹄甲

楊玄操音許敦反、陶景注云、禽謂馬、牛、羊、猪、狗、鷄也、

六畜謂馬、牛、羊、猪、狗、鷄也、

駱駝毛驃驢也、其類

〔伊呂波字類抄呂動物〕六畜或牛馬羊犬鷄豕也、但諸家說多以不^レ同、或牛馬羊猪狗、

或牛馬狗猪鷄鶴、或牛馬驃豕狗魚云々、○捨芥抄亦同

○按ズルニ、名稱ノ條ニ載スル、倭名抄ニモ、亦牛馬羊犬雞豕ヲ謂テ六畜トセリ、此レ皆爾雅ノ

釋畜、及ビ周禮庖人膳夫等ノ條ナル鄭玄注ニ基ク者ニシテ、他說有レド探ラザルナリ、

〔傍庸前篇〕五畜、六畜、

皇朝にて五畜といへるは、牛、馬、犬、猿、雞にて、人の家に畜ひ置きて、人の用にあつれば、產死の穢も、人につぎてあり、されば食ふば甚しき穢なり、外戎の六畜は、牛、馬、羊、犬、豕、雞なり、是は畜ひ置きて、次第に殺して、食料にあつるなり、同じ畜にても大に異なり、たとへば皇朝の五畜は、下人の部屋に住めるが如く、用あれば出で、仕へ、用なければやすらひをれり、外戎の六畜は、重罪人の囚獄に置かる、如く、遅くも速くも、刑伐に行はれんを待つがごとし、

〔倭名類聚抄十八毛群體角附〕角^角野王按角豆^{古岳}乃反、獸頭上出骨也、有枝曰^角居^角無枝曰角、唐韻云、角初

反、上聲^{上聲}天文本作去聲之輕、和名角上浪皮也、

〔箋注倭名類聚抄七獸體〕今本玉篇角部、出骨作骨外出、○中今本玉篇角部、角字注同、釋名、角者生於

額角也、說文、角、獸角也、象形、角與刀魚相似、又云、船骨角之名也、段玉裁曰、骨角者、角之如骨者、樂記注、無鯢曰、船、無鯢者、其中無肉、其外無理、山海經注、麋鹿角曰船是也、牛羊角有肉有理、惟麋鹿角有枝、故顧氏云、有枝曰船、船即枝格之意、史記律書、角者、言萬物皆有枝格如角也、○中廣本去聲誤上

聲、○中廣韻、獸皮寬、